



【 再度のご案内 】 平成27年国土交通省告示第1164号に伴う実地確認の省略について

前号 (Vol.08) では、平成27年国土交通省告示第1164号が平成29年1月20日に一部改正され、同年4月1日から施行されていることや、コンクリートの場合の対応について紹介させて頂きました (次ページ参照)。

今回は、前号の内容のうち、「**実地確認を省略できる条件**」について再度説明します。

☑ 工場等における製品の品質検査の実地確認を省略できる条件 (コンクリートの場合)

- ① 申請するセメントの種類ごとに、製品として最も高い強度 (設計基準強度) で実機練りを行う。
- ② 圧縮強度試験用供試体を製作し、決められた材齢まで標準養生を行う。
- ③ GBRCなどの指定性能評価機関の試験所や、GBRCなどのJIS Q 17025に適合する試験所で圧縮強度試験を行う。
- ④ 技術図書他に、③の試験機関から発行されたJIS Q 17025に適合することが確認できる圧縮強度試験報告書を準備の上、事前検討会へ出席する。

☑ 工場等における製造、検査 (製品の品質検査を除く) 及び品質管理の実地確認を省略できる条件 (コンクリートの場合)

下記の書類を準備して、事前検討会へ出席する。

- JIS認証書
 - ▷ GBRCなどの登録認証機関によって、JIS Q 1001 (適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-一般認証指針) や JIS Q 1011 (適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針 (レディーミクストコンクリート)) に従ってJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の認証を受けたもの。
- JIS認証に係る申請書の添付書類
 - ▷ JIS認証業務を行っている登録認証機関に提出した書類。

告示改正に伴い、お申込みまでのお手間が少し増えることとなります。なお、実地確認を省略するための実機練りを行う条件やタイミング等は、申請内容によって様々です。**実機練りの実施を検討される際には、事前にGBRCへお問合せ下さい。**



【 Vol.08 の 再掲 】 平成27年国土交通省告示第1164号に伴う実地確認について

平成27年国土交通省告示第1164号(申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件)の一部が平成29年1月20日に改正・同年4月1日から施行されました。今回は、改正内容について簡単に説明します(これに伴い、別添等の雛形(最新版)が **ver. 12.1** に変わっています)。

平成27年国土交通省告示第1164号では、指定性能評価機関が性能評価を行う場合(申請者が性能評価を申込み際)、製品の品質検査と品質管理状況に対し、評価員による実地確認を求めています。なお、評価員による実地確認を省略できる条件も定められており、概要は下記のとおりとなります。

工場等における製品の品質検査の実地確認を省略できる条件

認定を受けようとする指定建築材料の品質に関する試験が、下記の試験所で行われたことが確かめられた場合。

- 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合する試験所
- 指定性能評価機関の試験所
- 国公立の試験機関の試験所
- 独立行政法人の試験所
- 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校の試験所
- その他これらと同等に公正かつ適確に試験を行うことができる試験所

▼
コンクリートの場合、GBRCなどのJIS Q 17025に適合する試験所あるいはGBRCなどの指定性能評価機関の試験所で、製品の品質試験を行ったことが確認できる試験成績表を準備する必要があります。なお、申請するセメントの種類ごとに製品として最も高い強度で実機実験を行う必要があります(改正前と比べると若干のお手間がかかることになります)。
※ 実機実験の詳細については、GBRCへお問合せ下さい。

工場等における製造、検査(製品の品質検査を除く)及び品質管理の実地確認を省略できる条件

認定を受けようとする指定建築材料の生産についての工業標準化法第19条第1項に規定する鋳工業製品の製造業者の認証(以下「JIS認証」)を受けた場合であって、当該JIS認証を受けたことを証する書類及び当該JIS認証の申請書の添付書類によって、平成12年建設省告示第1446号第3第1項第2号から第6号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合。

▼
コンクリートの場合、GBRCなどの登録認証機関によって、JIS Q 1001(適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針)やJIS Q 1011(適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))によって、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に関するJIS認証を受けている場合が該当します。なお、告示の要求事項がJIS認証審査で既に審査されていることをチェックするために、下記の書類が必要となります。

- JIS認証書
- JIS認証に係る申請書の添付書類



〔トピックス〕 建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い

これまでに『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』(通称:黄色本)の中で、指定建築材料の一つであるコンクリートの取扱いについて主に6項目(右記)が記載されていることを紹介し、①から④について順次説明しました。今回は、⑤について説明します。

⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について

建築基準法第37条は、建築物の基礎や主要構造部等に使用する建築材料について規定しています。一方、鉄筋やコンクリートなどの材料で構成されるプレキャストコンクリート部材(以下、PCa部材と呼びます。)は、部材(製品)として完成した後に建築現場で使用されるため、**法第37条が適用されない**こととされています。

しかしながら、構造耐力上主要な部分に用いる部材として安定した品質を確保していることが重要になるため、PCa部材を建築物の基礎や主要構造部等に使用するためには、建築主事やGBRCのような建築確認検査機関の確認検査員の判断が必要となります。『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』には、第三者機関による審査・認定についても記述されており、GBRCでは、建築主事や確認検査員の方へ説明する際の技術資料として活用して頂けるように、**PCaコンクリート製品に使用するコンクリートの生産技術性能証明**を行っています(次ページに、概要を示します)。

主な記載項目

- ① JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいて JIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて
- ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント
- ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について
- ④ JIS A 5308の規定に明示的には含まれない種類の材料を使用する場合の留意点
- ⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について
- ⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

建築物の基礎、主要構造部等へ使用する材料(指定建築材料)およびPCa部材

鉄筋やコンクリートなどの指定建築材料

建築基準法第37条が適用される。

- ・第一号
指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格
又は日本農林規格に適合するもの
- ・第二号
第一号に該当しないもので、国土交通大臣の認定を受けたもの。

PCa部材

法第37条が適用されないため、設計者や施工者が建築主事または確認検査員へ直接説明する必要がある。



GBRCが行っている性能証明事業等を活用することで、説明の負担を軽減できる場合がある。



プレキャストコンクリート生産技術性能証明について

GBRCでは、建築構造部材プレキャストコンクリート製品に用いるコンクリート強度が設計基準強度を上回ることを保証するための証明事業（**プレキャストコンクリート生産技術性能証明**）を行っています。
 (GBRCホームページ：http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/seisan_shomei/)

プレキャストコンクリート生産技術性能証明では、PCa部材製造工場におけるコンクリートの生産技術等に対して審査を行い、PCa部材に使用されるコンクリートの強度が設計基準強度を上回ることを証明します。

なお、プレキャストコンクリート生産技術性能証明では、部会制を採用しています。お申込みから証明書発行までの各段階において、下記の委員会や部会で審査を行います。

① 第一部会（生産システム部会）

専門委員（当法人の認証審査にあたる審査員の資格基準に適合する者）による社内規格等の文書審査及び工場審査を実施します。
 技術的生産条件の確認時に準拠する主な日本工業規格

- ・ JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）
- ・ JIS Q 1011（適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針（レディーミクストコンクリート））

② 第二部会（生産技術部会）

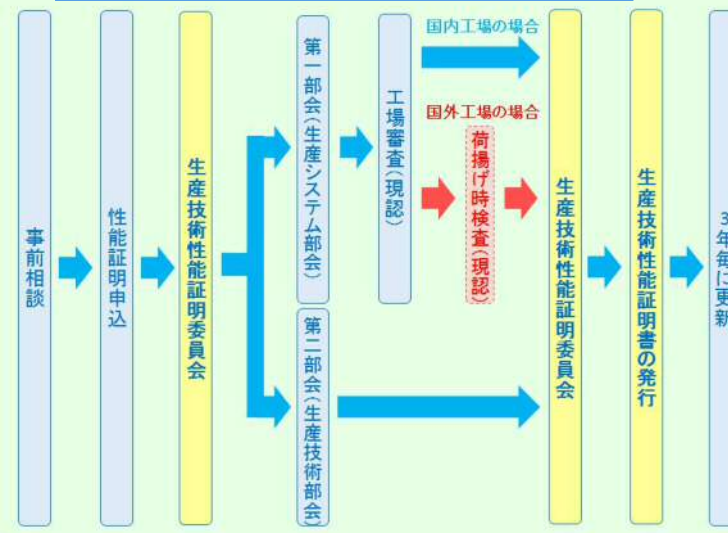
委員（学識経験者）による技術的内容の審査を実施します。

③ 生産技術性能証明委員会

委員（学識経験者）による生産技術性能証明の審査を実施します。

建築主事や確認検査員の方へご説明頂く際などに、技術資料としてご活用頂いております。プレキャストコンクリート生産技術性能証明について興味をお持ちになりましたら、是非一度GBRCへお問い合わせください。

■ 新規お申込みの場合の標準的なフロー（一例）



■ 日本建築学会から発行されている2015年版のJASS 5（20節）や、2013年版のJASS 10（3節）でも紹介されています。



JASS等の制定および改定

2017年8月から同年10月の間に制定された仕様書や指針類。

制定

日本建築学会
高炉セメントまたは高炉スラグ微粉末を用いた鉄筋コンクリート造建築物の設計・施工指針(案)・同解説

『高炉セメントを使用するコンクリートの調合設計・施工指針・同解説』と『高炉スラグ微粉末を使用するコンクリートの調合設計・施工指針・同解説』の2指針を統合するとともに、新たな知見や建築物の環境負荷低減等に関する内容が盛り込まれています。

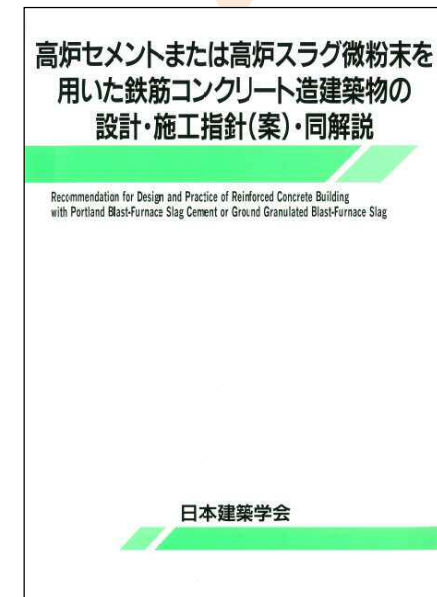
主なポイント(詳細については、当該指針等にてご確認ください)

- 新たな用語として「高炉セメントA種相当」、「高炉セメントB種相当」、「高炉セメントB種相当」、「単位ポルトランドセメント量」、「CO₂削減等級」などが定義された。
- 計画供用期間の級(短期、標準、長期)と、それに応じた耐久設計基準強度が設定された(ただし、JASS 5で示されている「超長期」は設定されていない)。
- 「CO₂削減率の範囲に応じたCO₂削減等級」や「構造体コンクリートのCO₂削減等級」が示された。
- JASS5に記載されている高炉セメントB種と同じ構造体強度補正值が示された(ただし、コンクリートの打込みから28日までの期間の予想平均気温 θ は異なる)。
- 『第3章 基本仕様』において、標準的な使用量を想定した設計等の手順が示された。
- 『第4章 性能検証方法』において、第3章で示された条件以外の場合に検討すべき耐久性やひび割れ制御、環境配慮性の検証方法が示された。

お知らせ

GBRCでは、高炉セメントや高炉スラグ微粉末を用いるコンクリートに関する性能証明を行った実績があります。案件内容の概要については、GBRCホームページの『性能証明技術一覧(検索)』でご確認ください。

(GBRCホームページ: <http://www.gbrc.or.jp/search/gijyutu.php>)



【 性能評価委員会 】 スケジュール

2017年11月から2018年3月の開催日程 (予定日) は、下表のとおりです。
(GBRCのホームページでもご確認頂けます)

	11月	12月	1月	2月	3月
事前検討会 (大阪) 注1) 注2)	28日	19日	30日	23日	26日
事前検討会 (東京) 注1) 注2)	30日	25日	25日	27日	29日
承認委員会 (大阪) 注3)	20日	18日	22日	19日	19日

注1) 2016年11月から、これまでの『事前検討委員会』から、『事前検討会』へ名称が変更されました。なお、確認内容等については、これまでと同じです。

また、これまでと同様に、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

お知らせ

平成27年国土交通省告示第1164号(申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件)の一部が平成29年1月20日に改正、同年4月1日から施行されたことに伴い、別添等の雛形(最新版)が **ver. 12.2** になっています。申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。

お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。



GBRC大阪事務所



GBRC東京事務所



GBRC大阪事務所側より撮影

大阪事務所と東京事務所の間で
TV会議システムを利用した状況(一例)

【 編集後記 (津平公彦) 】

前号から3か月経ちましたが、寝苦しい季節がようやく終わり、秋空の広がる過ごしやすい日々がやってまいりました。休日ぐらいは穏やかに過ごせるといきや、週末の度に家族をどこかの行楽地へ連れて行って、慌ただしく過ごしています。さて、今回のメールマガジン (Vol. 09) では、最近お問い合わせが増えてきている『性能評価お申込み時に必要となる実地確認の省略条件』について再度掲載させて頂きました。実地確認省略のための圧縮強度試験の内容によっては、折角試験を実施して頂いたにも関わらず、申請範囲が制限されたり、場合によっては再度の実機試験実施をお願い申し上げなければならないことも考えられます。試験実施の二度手間を避けるためにも、実施前には是非GBRCへお問合せ下さい。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当者：坂本欣吾、津平公彦、安田真弓
連絡先：TEL 06(6966)7600
FAX 06(6966)7680
E-mail：seinou3@gbrc.or.jp